

Q	A
都道府県助産師会の手引書について	
手数料1人当たり1,000円というのは誰から誰に送るのでしょうか。	「都道府県助産師会の手引き」 5.申請料をご確認ください。日本助産師会から都道府県助産師会へ1,000円×申請者数を振り込みます。
都道府県助産師会で取りまとめを行うとはどういうことでしょうか。	申請期限内に届いた申請書類を、産後ケア実務助産師研修修了者申請一覧とともに一括して日本助産師会事務局へ郵送してください。 都道府県内の申請者を把握できます。
審査結果は都道府県助産師会に報告されますか。	提出された申請について、取りまとめた都道府県助産師会へ審査結果をお伝えします。
申請要件について	
助産師会に入会していませんが申請できますか。	申請者の前提要件は、申請時点で公益社団法人日本助産師会会員である者です。入会後に申請してください。
2020年4月から入会しますが2019年度に申請できますか。	申請者の前提要件は、申請時点で公益社団法人日本助産師会会員である者です。 2020年度4月入会者(2020年2月の会費納入)は、2019年度には申請できません。 2020年度は2021年3月に申請いただく予定です。
研修修了者の申請をしないと、産後ケアに従事できなくなりますか。	「産後ケア実務助産師研修修了者」の認定がなくても産後ケアの従事は可能ですが、助産師の質の担保のため、産後ケアガイドにあるように、「研修を修了することを助産師会としては奨励します」。
今回(2019年度)に申請しないと今後認定を受けられなくなりますか。	2019年度と2020年度の2回を暫定申請としています。 2020年3月31日の締め切り後は、2021年の3月の申請が可能です。

研修要件について	
指定の産後ケア研修とはなんですか。	手引書 6 p 2.2.2.対象となる研修をご確認ください。
研修はどこで何を受けられますか。	手引書 6 p 2.2.2.対象となる研修をご確認ください。 2019 年度の申請は、過去 5 年間（2015 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日）に日本助産師会、日本看護協会、各学会、日本助産評価機構、全国助産師教育協議会等が主催した研修および施設長が承認した施設内研修を様式 3-3 に記載してください。
2.2.2.対象となる研修に記載のない団体の研修は認められますか。	施設での院内研修や行政、都道府県助産師会の地区分会研修なども「産後ケアガイド」21 p 表 1. の学習内容に該当するものであれば対象となります。 申請時は、研修受講を証明できる書類（修了証、研修費領収書、研修資料、研修参加レポートなど）をもって承認者に説明し、事実と相違ないことを承認してもらってください。
〇〇主催の〇〇研修会は該当しますか。	研修が該当するかについて、個別の判定は行っておりません。 「産後ケアガイド」21 p 表 1. の学習内容と受講した研修を照合してください。 地方自治体等の行政が主催する研修会も該当します。 申請時は、研修受講を証明できる書類（修了証、研修費領収書、研修資料、研修参加レポートなど）をもって承認者に説明し、事実と相違ないことを承認してもらってください。
従事している業務が産後ケアに該当するかわかりません。	個別の判定は行っておりません。 「産後ケアガイド」5 p、申請の手引書 3 p 1.2 産後ケアとは、をご覧ください。 行政の委託事業は契約内容に従ってください。
現在従事している場合に必要な 10 時間の研修は自由選択可とありますが、学習項目に偏りがあっても大丈夫ですか。	学習項目に偏りがあっても合計 10 時間になれば申請可能です。

<p>現在新生児・乳児訪問に従事しており、開始からのべ100件以上訪問しています。産後ケアに従事していなくても申請できますか。</p>	<p>現在（過去1年以内）新生児・乳児訪問をのべ100件以上行っている場合は、2日間の実習を免除し、30時間の研修のうち20時間の実践を研修受講に読み替えて合計10時間の研修受講（過去5年間）で申請できます。</p>
<p>現在新生児・乳児訪問に従事していますが、1年間の訪問件数が100件に達しません。申請できますか。</p>	<p>現在新生児・乳児訪問に従事している場合は、開始時期までさかのぼり、のべ100件以上であれば2日間の実習を免除し、30時間の研修のうち20時間の実践を研修受講に読み替えて合計10時間の研修受講（過去5年間）で申請できます。</p>

申請書 様式1、2について	
所属には何を書きますか。	産後ケアまたは新生児・乳児訪問に従事する所属施設名を記入してください。 所属先がない場合は記載不要です。
申請書 様式3 ポートフォリオについて	
所属産後ケア施設名とはなんですか。	現在（過去1年以内）産後ケアに従事している場合、実施件数を記入します。所属産後ケア施設名は、利用者数を記載する施設の名称を記入してください。申請者が施設管理責任者の場合も同様です。 主な所属先で産後ケアに従事していない場合は、産後ケアを行っている施設名を書いて下さい。 複数の実施形態の場合や区分が不明な場合でも現在従事していることが承認者に説明できるように記載してください。
所属先が複数ある場合はどうしたらよいですか。	複数の施設において産後ケアに従事されている方は、記載欄を増やしてください。 産後ケア業務を行っていない所属施設は記載しなくても構いません。
現在従事しています。学習項目が自由選択の研修時間は、どのように計算しますか。	1コマ90分間は1.5時間として、合計10時間になるように記載してください。現在従事者以外は、表1の20コマ30時間です。
申請のための「承認者」とは何ですか。	所属先の上司や施設長もしくは日本助産師会会員が承認者となり、産後ケア実務経験や研修受講について相違がないことを承認します。 申請者自身が施設長や施設管理者の場合は他の日本助産師会会員（都道府県助産師会や所属部会が同じ会員など）が承認者となります。 承認者がどうしても見つからない場合は、認定教育運営小委員会が承認しますので、ご連絡ください。